

令和7年11月定例会

総務委員会説明資料
(その2)

知事戦略局
企画総務部
出納局

目 次

I 提出案件

1 一般会計予算	3
(1) 歳入歳出予算	3
ア 総括表	3
イ 課別主要事項説明	4
2 その他の議案	5
(1) 条例案	5

I 提出案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補 正 前 額	補 正 額	計	財 源 内 訳							一般財源	
				特 定 財 源								
				国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	県 債		
知 事 戦 略 局	585,182		585,182	3,744				500				580,938
企 画 総 務 部	政 策 企 画 課		935,607	64,741			257	453	8,129			862,027
	法 制 監 察 課		216,434									216,434
	人 事 課		318,901			71	639	1,045		14,000		303,146
	職 員 厚 生 課		3,182,482				36,713	312	30,000	127,000		2,988,457
	総 務 事 務 管 理 課		136,758									136,758
	財 政 課		74,965,363		373		695,360	558,000	2,512,096	2,002,000	93,000	69,104,534
	管 財 課		2,165,274				12,476	23,375	16,191	140,000	566,000	1,407,232
	税 務 課		43,324,401				6,320		8,567			43,309,514
	市 町 村 課		1,351,674		523,365		50		532,390			295,869
	地 域 連 携 課		214,826		38,293				260			176,273
	情 報 政 策 課		1,855,772	24,745	1,880,517	81,649			25,024			(24,745) 1,773,844
	統 計 課		697,678		653,671							44,007
出 納 局	会 計 課		599,027					33,000				566,027
	公 共 入 札 検 査 課		170,803									170,803
計	130,720,182	24,745	130,744,927	1,365,836		714,277	618,984	3,129,838	2,180,129	800,000	(24,745) 121,935,863	
議 会 事 務 局			1,019,327					130				1,019,197
人 事 委 員 会 事 務 局			160,326					627				159,699
監 査 事 務 局			185,293									185,293
計	1,364,946		1,364,946					757				1,364,189
総 計	132,085,128	24,745	132,109,873	1,365,836		714,277	618,984	3,130,595	2,180,129	800,000	(24,745) 123,300,052	

注：（ ）数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

情報政策課

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前 の 額	補正額	計	摘 要
一般管理費	1,476,180	24,745	1,500,925	① 行政情報化推進費 (24,745) ア 人事給与システム改修事業 24,745
計画調査費	378,585		378,585	
県民経済基本調査費	1,007		1,007	
情報政策課 合 計	1,855,772	24,745	1,880,517	

2 その他の議案

(1) 条例案

① 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

令和7年10月17日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の一般職の職員の給与について改定を行う等の必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 職員の給与に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の全ての基準給料月額を引き上げることとする。

b 諸手当の改定

(a) 初任給調整手当について、医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を41万7,600円に引き上げることとする。

(b) 初任給調整手当について、獣医師に対する支給月額の限度額を7万円に引き上げるとともに、支給期間の限度を20年とすることとする。

(c) 通勤手当について、自動車の駐車のための施設等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を加算することとする。

(d) 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対し、月額3,000円を支給することとする。

(e) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、12月期の支給割合を100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）とすることとする。

- (f) 期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の126.25（特定幹部職員にあっては、100分の106.25）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期及び12月期の支給割合を100分の71.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）とすることとする。
- (g) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、12月期の支給割合を100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）とすることとする。
- (h) 勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期及び12月期の支給割合を100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）とすることとする。

(i) その他所要の整理を行うこととする。

(イ) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

外国勤務手当の支給を受ける職員には、在宅勤務等手当を支給しないこととする。

(ウ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

第一号任期付研究員に適用する給料表及び第二号任期付研究員に適用する給料表について、全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

b 期末手当の改定

(a) 12月期の支給割合を100分の177.5とすることとする。

(b) 6月期及び12月期の支給割合を100分の175とすることとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(b)から(d)まで、(f)及び(h)並びに(i)の一部、(イ)並びに(ウ)のbの(b)については、令和8年4月1日から施行することとする。

(イ) イの(ア)のa及びbの(a)並びに(ウ)のaについては令和7年4月1日から、イの(ア)のbの(e)及び(g)並びに(ウ)のbの(a)については令和7年12月1日から適用することとする。

② 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

職員の給与に関する条例の一部が改正され、給料表が改定されるとともに、在宅勤務等手当が新設されることに鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、会計年度任用職員に適用される給料表の改定等に関し必要な事項を定める必要がある。

イ 改正の概要

- (ア) 会計年度任用職員に適用される①の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例による改正後の給料表については、令和7年4月1日から適用することとする。
- (イ) フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当及びパートタイム会計年度任用職員の在宅勤務等に係る報酬の支給に関し必要な事項を定めることとする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(イ)については、令和8年4月1日から施行することとする。